

# 山梨県公報

第二百二十五号

令和三年

九月三十日

木曜日

## 目次

### 告示

○令和二年山梨県産業連関表作成特別調査の実施について……………四八九  
○特定猟具使用禁止区域の指定……………四八九

### 公告

○令和二年度における人事行政の運営の状況について……………四九〇  
○令和二年度における人事委員会の業務の状況について……………五〇二  
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………五〇九  
○甲府都市計画道路事業の施行について……………五〇九  
人事委員会

○山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………五〇九

## 告示

### 山梨県告示第二百五十五号

令和二年山梨県産業連関表作成特別調査(商品流通調査)を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

令和三年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査の目的 この調査は、県内において製造業を営む事業所について、商品の流通状況等を明らかにし、令和二年山梨県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項 別に定める商品流通調査票を用いて令和二年一月一日から同年十二月三十一日までの間における次の事項について調査する。

- 1 自工場生産額
- 2 1のうち自工場消費額
- 3 1のうち輸出出荷額

- 4 1のうち国内向出荷額
  - 5 国内向出荷額の最終消費地別出荷内訳
- 三 調査の範囲
- 1 調査区域 山梨県全域
  - 2 調査対象 日本標準産業分類の大分類E(製造業)に属する事業所のうち、約八百九十事業所
- 四 調査期間 令和三年十一月一日から同年十二月十五日まで
- 五 調査の方法 調査対象者の自計申告とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

### 山梨県告示第二百五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 清里特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 清里特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百六十二ヘクタール

二 明野特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 明野特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百四十八ヘクタール

三 須玉特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 須玉特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百六十ヘクタール
- 四 みずがき湖特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 みずがき湖特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 四十三ヘクタール

## 公 告

● 令和二年度における人事行政の運営の状況について  
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項の規定により任命権者から令和二年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

## 山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

## 1 任用

## (1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			令和2年	平成31年	前年増減数
一 般 行 政 部 門	正式任用		2,946	2,981	▲ 35
	再任用職員(常勤)		40	33	7
	任期付職員(常勤)		14	6	8
	小 計		3,000	3,020	▲ 20
教 育 ・ 警 察 部 門	正式任用		8,870	9,560	▲ 690
	再任用職員(常勤)		237	162	75
	任期付職員(常勤)		187	6	181
	小 計		9,294	9,728	▲ 434
公 営 企 業 等 会 計 部 門	正式任用		134	114	20
	再任用職員(常勤)		4	1	3
	任期付職員(常勤)				
	小 計		138	115	23
合 計			12,432	12,863	▲ 431

※1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除いている。以下同じ。

※2 令和2年4月1日に施行された改正地方公務員法により、臨時的任用職員の取扱いが変更となったことに伴い、教育・警察部門における正式任用の職員数が大幅に減少。  
また、育児休業や配偶者同行休業取得者の代替任用となる教育・警察部門における任期付職員数が大幅に増加。

## (2) 職員の採用及び退職等の状況

(令和2年度)

職 種	採用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	162	112	22	31	17	182
医 療 職	12	1	0	5	0	6
技能労務職	0	5	0	0	0	5
教 育 職	329	259	35	40	37	371
公 安 職	79	26	2	22	17	67
合 計 (構成比%)	582	403 (63.9%)	59 (9.4%)	98 (15.5%)	71 (11.3%)	631 (100%)

※1 「その他」には、死亡等が含まれる。

※2 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

## (3) 職員の昇任及び降任の状況

(令和2年度)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		38	71	426	5
教 育 職		2	85	103	0
公 安 職		3	15	106	0
合 計		43	171	635	5

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

## (4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		令和2年	平成31年		
一 般 行 政 部 門	議会	22	22	0	
	総務企画	577	585	▲ 8	事務の統廃合縮小に伴う減
	税務	102	103	▲ 1	事務の統廃合縮小に伴う減
	民生・衛生	776	779	▲ 3	甲府市中核市移行等に伴う減
	商工・労働	263	258	5	産業技術部門等の体制強化に伴う増
	農林水産	706	704	2	林務環境事務所の体制強化に伴う増
	土木	554	569	▲ 15	下水道事業の公営企業会計適用に伴う減
	小 計	3,000	3,020	▲ 20	
教 育 ・ 警 察 部 門	教育	7,321	7,759	▲ 438	臨時的任用職員等の減
	警察	1,973	1,969	4	欠員等
	小 計	9,294	9,728	▲ 434	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	0	0	0	
	その他	138	115	23	下水道事業の公営企業会計の適用に伴う増
	小 計	138	115	23	
合 計		12,432	12,863	▲ 431	

※1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除いている。

※2 令和2年4月1日に施行された改正地方公務員法により、臨時的任用職員の取扱いが変更となったことに伴い、教育・警察部門における正式任用の職員数が大幅に減少。

## (5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2%（633人）純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3%（794人）の純減を達成した。

引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

## 2 給与

## (1) 人件費の状況（決算額）〔普通会計＋公営企業会計〕

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
令和2年度	R3.3.31 801,319人	千円 575,592,426	千円 7,280,050	千円 117,645,482	% 20.4%

## (2) 職員給与費の状況（予算額）〔普通会計＋公営企業会計〕

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
令和3年度	人 13,131	千円 54,636,577	千円 9,719,189	千円 21,837,440	千円 86,193,206 6,564

※ 職員手当には退職手当を含まない。

## (3) ラスパイレス指数の状況

区 分	令和2年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.9		100.0

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

## (4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			教 育 職 (小中高等学校教員)			公 安 職		
	平均給 料月額	平均給 与月額	平均 年齢	平均給 料月額	平均給 与月額	平均 年齢	平均給 料月額	平均給 与月額	平均 年齢
山梨県	円 334,729	円 415,168	歳 43.4	円 369,821	円 410,151	歳 44.8	円 316,877	円 419,346	歳 37.0

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

## (5) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	190,115 円	201,399 円	182,200 円	193,900 円
	高校卒	156,061 円	165,935 円	150,600 円	158,900 円
教育職 (小中学校)	大学卒	212,381 円	224,874 円	—	—
	高校卒	167,345 円	180,745 円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	212,381 円	224,874 円	—	—
	高校卒	167,345 円	180,745 円	—	—
公安職	大学卒	217,418 円	230,012 円	211,400 円	224,100 円
	高校卒	185,077 円	198,376 円	173,400 円	185,400 円

## (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,277 円	318,352 円	358,606 円
	高校卒	218,065 円	261,352 円	305,138 円
教育職	大学卒	312,058 円	358,057 円	392,639 円
	高校卒	該当者なし	271,956 円	該当者なし
公安職	大学卒	284,649 円	327,602 円	385,965 円
	高校卒	258,934 円	306,216 円	348,550 円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

## (7) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	標準的な 職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の 職員数	1年前の 構成比	5年前の 職員数	5年前の 構成比
9級	部長	20	0.6%	23	0.7%	17	0.5%
8級	次長	65	1.9%	53	1.6%	51	1.5%
7級	課長・参事	76	2.3%	89	2.6%	85	2.5%
6級	課長・主幹	812	24.2%	833	24.8%	876	25.6%
5級	課長補佐	487	14.5%	468	13.9%	443	12.9%
4級	主査・副主査	666	19.8%	680	20.2%	797	23.3%
3級	主任	519	15.5%	519	15.4%	475	13.9%
2級	主事・技師	404	12.0%	413	12.3%	396	11.6%
1級	主事・技師	310	9.2%	283	8.4%	285	8.3%
一般行政職職員数		3,359	100.0%	3,361	100.0%	3,425	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数  
 ※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務  
 ※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(8) 職員手当の状況

区 分	山 梨 県			国		
期末手当	(令和2年度支給割合)			(令和2年度支給割合)		
	6月期	期末手当 1.3 月分 (0.725) 月分	勤勉手当 0.95 月分 (0.45) 月分	6月期	期末手当 1.3 月分 (0.725) 月分	勤勉手当 0.95 月分 (0.45) 月分
	12月期	1.25 月分 (0.725) 月分	0.95 月分 (0.45) 月分	12月期	1.25 月分 (0.725) 月分	0.95 月分 (0.45) 月分
勤勉手当	計	2.55 月分 (1.45) 月分	1.9 月分 (0.9) 月分	計	2.55 月分 (1.45) 月分	1.9 月分 (0.9) 月分
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	無		その他の加算措置	無	
退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無		
1人当たり平均支給額	2,675千円	22,281千円				

※1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (令和2年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	
職員1人当たり平均支給年額		39,535 円
手当の種類(手当数)		38
手当の名称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当 等		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の普通会計+公営企業会計の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,501,127 千円
	職員1人当たり支給年額	427 千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円	1 国と同じ
	2 22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 月額 10,000円 ※ 16歳から22歳までの子に対しては1人月額5,000円の加算措置	2 国と同じ
	3 配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者	3 国と同じ

住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住居で月額16,000円を超える家賃を負担している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円</li> <li>・ 家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>・ 家賃61,000円以上 28,000円 (支給限度額)</li> </ul> <p>※ 100円未満は切り捨て ※ 令和2年4月1日施行の住宅手当の改正に伴う激変緩和措置として、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、経過措置が設けられていた。</p> <p>2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額16,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員 1の1/2の額 ※支給限度14,000円</p>	<p>1 国と同じ</p> <p>2 国と同じ</p>
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等</li> <li>・ 1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等－55,000円) × 1/2</li> </ul> <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～40,320円 (81km以上は、41,328円が限度額)</li> <li>・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～28,224円 (60km以上は30,240円が限度額)</li> <li>・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円 (5km以上は4,200円が限度額)</li> </ul> <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (令和2年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手 当の平均月 額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手 当の平均月 額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	高等学校 教育職	小・中学校 教育職
A	403,240 円	B	370,939 円	C	335,856 円	110.1	109.2
	47.2 歳		43.4 歳		43.2 歳		

- ※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの
- ※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	890,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(令和2年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.70月分
	公営企業管理者	12月期 1.65月分
	教 育 長	計 3.35月分
	議 長	(令和2年度支給割合)
	副 議 長	6月期 1.70月分
議 員	12月期 1.65月分	
		計 3.35月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額(円) × 在職月数 × 50.2 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 36.7 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× 23.2 / 100 (同一職通算)
		× 22.2 / 100 (同一職通算)

### 3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※令和2年1月1日～令和2年12月31日の平均使用日数

知事部局：12.0日 教育委員会（県立学校教員含む）：9.4日  
警察部局：11.2日 企業局：14.2日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和2年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち育児休業	うち部分休業	うち短時間勤務
男性職員	13 1	2 0	0 0	318	11	0	0
女性職員	241 286	41 27	1 1	241	241	0	0
合計	254 287	43 27	1 1	559	252	0	0

※ 「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数  
なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (令和2年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	6	6		

(4) 介護時間の取得状況 (令和2年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	0						

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (令和2年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	1 1	1 1	

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (令和2年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が 業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
取得者数	1 2	1 2			

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (令和2年度)

修学部分休業 の取得者数	0 0	高齢者部分休業の 取得者数	0 0
-----------------	--------	------------------	--------

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

## 4 分限及び懲戒

## (1) 分限処分者数

(令和2年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		210		210	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

## (2) 処分事由別分限処分件数

(令和2年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			210		210	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			210		210	
法第28条第4項により失職した者						

※ 法とは地方公務員法をいう。

## (3) 懲戒処分者数

(令和2年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
1	1	4	2	8

## (4) 処分事由別懲戒処分件数

(令和2年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	1	4	2	8
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)					
合 計	1	1	4	2	8

※ 法とは地方公務員法をいう。

## 5 服務及び退職管理

## (1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育委員会	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

## (2) 兼業の許可件数 (令和2年度)

任命権者	件数
知事	22
教育委員会	109
警察本部長	2
公営企業管理者	0
合計	133

## (3) 退職管理の状況

(令和2年度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

## 6 研修

(令和2年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	81	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	—	
	部局研修	テーマ別研修		
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	644
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	2519
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	126
	派遣研修		異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	17

## 7 人事評価

知 事 部 局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教 育 委 員 会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警 察 部 局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企 業 局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。